

協力会社 各位

株式会社 鎌田配管工事店
代表取締役 鎌田 幸太郎

反社会的勢力排除に関する覚書締結のご依頼

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が政府から出されるなど、反社会的勢力との関係遮断に対する社会的要請の高まりを受け、弊社も内部統制への取り組みなどコンプライアンス管理体制の強化に取り組んでおります。

その一環として、この度、弊社お取引先様との取引契約に反社会的勢力排除にかかわる条項を導入することとし、新たに覚書を制定いたしました。

この覚書は、お取引先様及び弊社において反社会的勢力との関係を有しないこと等を確認させていただくと共に信頼関係の一層の構築を目的としています。つきましては、添付覚書の内容をご確認いただき、下記要領にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 締結をお願いする契約書類

「反社会的勢力の排除に関する覚書」

2. 契約締結要領

弊社より上記覚書を2通送付いたします。

- (1) 覚書冒頭の「甲」欄に「貴社名」及び末尾の「甲」欄に「ご住所、貴社名、代表取締役及び氏名」をご記入いただき、代表者印を押印ください。
- (2) ご記入、押印済みの「覚書」2通をご返送ください。
- (3) 弊社の代表印を押印し、1部をご返送致します。

3. 本件に関するお問い合わせ先

(株) 鎌田配管工事店 総務課

電話：054-285-0823 FAX：054-284-5933

以上

反社会的勢力の排除に関する覚書

(以下「甲」という)と株式会社鎌田配管工事店(以下「乙」という)は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、甲乙間における全ての取引及び契約について次の通り覚書を締結する。

第1条 甲又は乙の一方が、以下の各号のいずれかに該当したと判断した場合は、相手方は何らの通知・催告をしないで、直ちに原契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)である場合。
- (2) 甲又は乙の代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合。
- (3) 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えた場合
- (4) 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (5) 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
- (6) 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。

第2条 一方当事者が前条の規定により原契約を解除した場合は他方当事者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙各々が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所 静岡市駿河区馬淵三丁目 20-22

氏名 株式会社 鎌田配管工事店

代表取締役 鎌田幸太郎

印